

答申 個第17号

令和2年1月21日

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会

保有個人情報開示(一部開示)決定処分及び保有個人情報非開示決定処分に関する諮問について(答申)

平成31年2月8日付けFNo.0・4・6により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

以 上

1 審査会の結論

本件審査請求に係る、相模原市長（以下「実施機関」という。）が行った平成30年8月10日付け相模原市指令（中1援）第3号による一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という）については非開示と決定した部分のうち、別表に示した部分については開示すべきであり、平成30年8月10日付け相模原市指令（中1援）第4号による非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）については妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 平成30年7月3日付けで、審査請求人は、相模原市個人情報保護条例（平成16年相模原市条例第23号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、「平成27年1月21日開始の生活保護の生活保護ケースワーク記録の全開示（改行）・個人情報の漏えい（改行）・職務怠慢（改行）特に2点の疑い」について保有個人情報の開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、開示請求に対して保護決定通知書等の公文書を特定し、平成30年8月10日付けで、全部開示決定、本件一部開示決定及び本件非開示決定を行い、審査請求人に各決定通知書を送付した。
- (3) 実施機関は、開示請求者以外の個人の氏名等については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため条例第16条第1号に、また、医療機関名等については、法人等に関する情報であって、開示することにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため条例第16条第2号に、対応内容等については、本市が行う生活保護法に基づく事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適切な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため条例第16条第5号オに該当するとの理由で、本件一部開示決定を行った。
- (4) 実施機関は、戸籍謄本、改製原戸籍、戸籍附表、除籍謄本、扶養届については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため条例第16条第1号に該当するとの理由で、本件非開示決定を行った。
- (5) 審査請求人は、本件一部開示決定及び本件非開示決定を不服として、実施機関に対して、平成30年11月12日付けで各決定に対しそれぞれ審査請求を行ったので、実施機関は、平成31年2月8日、当審査会に対し条例第44条の規定に基づき諮問を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書、反論書及び審査会での意見陳述によると、おおむね次のように主張している。

一部開示に関する処分を取り消すとの裁決を求める。当該処分の生活保護ケースワーク記録には、十数箇所に虚偽記載がある。非開示部分についても虚偽記載がつよく疑える。

非開示に関する処分を取り消すとの裁決を求める。一部開示分に十数箇所に虚偽記載がありつよく疑う。

憲法14条の平等の原則や知る権利を害している。

市がいかにずさんなことをやっているかを明らかにするため、東京地裁平成19年7月4日判例に従い開示を求める。

4 実施機関による説明の要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の対象となった保有個人情報の内容について

ア 一部開示文書

面接記録票、保護台帳、新規申請に伴う調査書、要否判定調書、ケース記録票、援助方針票、生活保護法第29条調査の規定による調査依頼・回答、戸籍謄本等の交付依頼、扶養（援助）のお願い、契約書、領収書、預り証、外来患者実態調査票、就労支援プログラムケース記録、住宅扶助代理納付実施依頼書（兼口座振替依頼書）、住宅扶助代理納付の実施に係る被保護者（賃貸人）の同意書、生活保護法による保護申請書（更新料）、保護変更申請書（通院交通費）、ケース診断会議報告書

イ 非開示文書

戸籍謄本、改製原戸籍、戸籍附表、除籍謄本、扶養届

(2) 非開示とした部分及び理由

ア 開示請求者以外の個人に関する情報（条例第16条第1号該当）

条例第16条第1号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの若しくは開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものは非開示と定めている。

開示請求者以外の個人の氏名や性別、続柄や戸籍謄本、改製原戸籍、戸籍附表、除籍謄本、扶養届等については、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該記述等により、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、非開示とした。

イ 法人等に関する情報（条例第16条第2号該当）

条例第16条第2号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、又は実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを非開示と定めている。

官公署等関係機関、医療機関等から任意に提供された、ケース記録や外来患者実態調査票に記載された情報については、一般的に第三者には知らせないことを前提とするものも含まれており、開示請求者に開示することにより、実施機関とそれらの情報提供者との信頼関係を損なうことで、生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、非開示とした。

ウ 事務事業の実施に関する情報（条例第16条第5号才該当）

条例第16条第5号才は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報を非開示と定めている。

援助方針やケースワーカーの所見、評価、指導内容、指導方針等に関する情報は、実施機関が生活保護事務を進める上での方針やケースワーカーの評価、判定、所見等をありのままにケース記録に記載しているものである。このような主観的判断を含む情報を開示した場合、実施機関と開示請求者との信頼関係が損なわれる恐れがあることから、生活保護事務の適正な遂行に著しい支障が生じると判断したため、非開示とした。

5 審査会の判断

(1) 条例第16条第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）該当性について

条例第16条第1号本文は、原則開示の例外として、「開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は非開示と定めたものである。

実施機関が非開示とした部分について、当審査会において本件対象公文

書を見分したところ、審査請求人以外の個人の氏名や性別、続柄等の情報が記載されていることを確認した。審査請求人以外の個人情報、条例第16条第1号本文に該当し、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報である。

しかしながら、条例第16条第1号アにおいて、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」は非開示の情報から除くとされており、本件一部開示決定された非開示部分の一部がこれに該当することから、この該当部分については開示すべきである。

(2) 条例第16条第2号(法人等に関する情報) 該当性について

条例第16条第2号は、原則開示の例外として、「法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの、又は実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示と定めたものである。

実施機関が非開示とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、官公署等関係機関、医療機関等から任意に提供されたケース記録や外来患者実態調査票に記載された情報の中には、一般的に第三者には知らせないことを前提とするものも含まれており、開示請求者に開示することにより、実施機関とそれらの情報提供者との信頼関係を損なうことで、生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、非開示とした決定は妥当である。

(3) 条例第16条第5号オ(事務事業の実施に関する情報) 該当性について

条例第16条第5号は、原則開示の例外として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれがあるもの」は非開示と定めたもので、「次に掲げるおそれがあるもの」のうちオは、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」がある情報は非開示とすることを定めたものである。この場合において、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断するものである。

実施機関が非開示とした部分について、当審査会において本件対象公文書を見分したところ、援助方針やケースワーカーの所見、評価、指導内容、指導方針等に関する情報が記載されていることを確認した。

実施機関は、本件非開示部分を開示することで、実施機関と開示請求者の信頼関係が損なわれるおそれがあることから、生活保護事務の適正な遂行に著しい支障が生じると説明している。

確かに、非開示部分の一部には、開示することにより生活保護事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる記載もあるが、既に開示請求者が知っていたり、開示しても著しい支障を及ぼしたりするとまでは言えない部分があることを確認した。このため、生活保護事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがない部分については、同号オに該当せず、開示すべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が行った本件一部開示決定については、非開示と決定した部分のうち、別表に示した部分については開示すべきであると判断し、本件非開示決定については、妥当であると判断する。

6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 2月 8日	実施機関からの諮問
令和 元年 9月20日	審議 実施機関からの意見聴取
令和 元年10月24日	審議 審査請求人の意見陳述
令和 元年12月17日	審議
令和 2年 1月21日	審議

第1部会委員 金井 利之
上代 庸平
尾崎 隆

別表

文書名（該当ページ）	開示すべき部分
新規申請に伴う調査書	
8-1	「16.扶養義務者の状況」中 ・ 1 番目に記載の者の氏名（性別）、続柄、生年月日 ・ 2 番目に記載の者の氏名（性別）、続柄、生年月日 ・ 3 番目に記載の者の氏名（性別）、続柄、生年月日
8-2	「16.扶養義務者の状況」中 氏名（性別）、続柄、生年月日
9	行頭から数えて 6 行目 29 文字目から 7 行目 5 文字目まで
ケース記録票	
27.4.30 27.5.20 記載のページ	・ 行頭から空白行を含めて数えて 30 行目
27.9.14 27.10.16 記載のページ	・ 行頭から数えて 10 行目 1 文字目から 18 文字目まで ・ 23 行目（日付の月日を除く）
27.11.6 27.11.11 記載のページ	・ 行頭から数えて 11 行目及び 12 行目 ・ 行頭から空白行を含めて数えて 21 行目（日付を含む） ・ 行頭から空白行を含めて数えて 27 行目 21 文字目から 29 行目文末まで ・ 行頭から空白行を含めて数えて 30 行目 ・ 行頭から空白行を含めて数えて 32 行目 14 文字目から文末まで
28.6.16 28.7.13 記載のページ	行頭から空白行を含めて数えて 26 行目（日付を含む）
28.8.3 28.8.9 28.8.12 記載のページ	・ 行頭から空白行を含めて数えて 14 行目 ・ 行頭から空白行を含めて数えて 15 行目 1 文字目から 21 文字目まで ・ 行頭から空白行を含めて数えて 16 行目 26 文字目から 17 行目文末まで ・ 行頭から空白行を含めて数えて 34 行目（日付を含む）
平成 30 年 2 月 15 日記録 記載のページ	・ 行頭から数えて 20 行目の日付 ・ 行頭から数えて 21 行目及び 22 行目 ・ 行頭から数えて 24 行目 46 文字目から 25 行目文末まで

援助方針票	
平成 27 年 11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「世帯類型」の欄の全て ・「ケース格付」の欄の全て ・「 ケースの現状と課題」中、 <ul style="list-style-type: none"> 1 つ目の (主) に関する文書 1 文字目から 7 文字目まで 2 つ目の (主) に関する文書 1 行目 3 8 文字目から 2 行目 8 文字目まで ・「 援助方針」中、 <ul style="list-style-type: none"> 1 つ目の (主) に関する文書 全て 2 つ目の (主) に関する文書 1 7 文字目から文末まで 3 つ目の (主) に関する文書 全て
平成 28 年 8 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"> ・「世帯類型」の欄の全て ・「ケース格付」の欄の全て ・「 ケースの現状と課題」中、 <ul style="list-style-type: none"> 1 つ目の (主) に関する文書 1 文字目から 8 文字目まで 2 つ目の (主) に関する文書 2 行目 5 文字目から 2 3 文字目まで ・「 援助方針」中、 <ul style="list-style-type: none"> 1 つ目の (主) に関する文書 全て 2 つ目の (主) に関する文書 全て 3 つ目の (主) に関する文書 全て
(開示後) 平成 30 年 3 月 28 日	<ul style="list-style-type: none"> ・年月日 ・「世帯類型」の欄の全て ・「ケース格付」の欄の全て ・「 ケースの現状と課題」中、 <ul style="list-style-type: none"> 1 つ目の (主) に関する文書 1 文字目から 8 文字目まで 2 つ目の (主) に関する文書 2 行目 1 0 文字目から 3 3 文字目まで及び 3 行目 2 文字目から文末まで ・「 援助方針」中、 <ul style="list-style-type: none"> 1 行目から 3 行目までの全て及び 4 行目 2 6 文字目から文末まで
・生活保護法第 2 9 条による調査依頼について (回答) (全労済神奈川県本部)	全て

・生命保険契約の調査について (回答) (株式会社かんぽ生命保険)	電話番号を除く全て
・生活保護法第29条による調査依頼について(回答) (神奈川県総合生活協同組合)	全て
・生活保護法第29条による調査依頼について(回答) (神奈川県民共済生活協同組合)	全て
・回答書(住友生命保険相互会社)	電話番号、担当者名を除く全て
・生活保護法第29条による調査依頼について(回答) (朝日生命保険相互会社)	電話番号を除く全て
・生活保護法第29条による調査依頼について(回答) (明治安田生命保険相互会社)	電話番号を除く全て
・生活保護法第29条による調査依頼について(回答) (太陽生命保険株式会社)	全て
・生活保護法第29条による調査依頼について(回答) (日本生命保険相互会社)	個人の印影を除く全て
・生活保護法第29条による調査依頼について(回答) (アクサ生命保険株式会社)	電話番号を除く全て
・生活保護法第29条による調査依頼について(回答) (アメリカンファミリー生命保険)	全て
・回答書(アフラック)	電話番号を除く全て
・生活保護法第29条による調査依頼について(回答) (富国生命保険相互会社)	全て

<p>・生活保護法第29条による調査依頼について(回答) (マニユライフ生命保険株式会社)</p>	<p>電話番号、担当者名を除く全て</p>
<p>・各種貯金等に関する調査について(回答) (株式会社ゆうちょ銀行大阪貯金事務センター)</p>	<p>電話番号を除く全て</p>
<p>・貯金の照会に対する回答について(株式会社ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター)2015年2月3日分</p>	<p>電話番号を除く全て</p>
<p>・生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答) (三菱東京UFJ銀行) 27.2.-3分</p>	<p>電話番号を除く全て</p>
<p>・生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答) (八千代銀行)27年1月30日分</p>	<p>全て</p>
<p>・生活保護法による要保護者の預貯金調査について(回答) (株式会社ゆうちょ銀行東京貯金事務センター)</p>	<p>電話番号を除く全て</p>
<p>・生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答) (三井住友銀行)平成27年2月9日</p>	<p>全て</p>
<p>・生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答) (みずほ銀行)27年2月26日分</p>	<p>・「生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)」の銀行名、部署名 ・「回答書」の銀行名、部署名、印影、【回答】(該当番号に○印)欄の回答 ・「取引別残高一覧照会(口座別)」の口座番号、通貨、残高</p>
<p>・生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答) (横浜銀行)27年2月27日分</p>	<p>機番、通番、取引、オペレーター名、顧客番号、案内区分、重要用紙種類コード、NB件数、内線番号、担当者名を除く全て</p>

・預金調査の結果について(回答)((株)りそな銀行)27年2月27日分	全て
・銀行本店一括調査について(伺い)平成27年1月22日分	全て
・生命保険調査について(伺い)	全て
・文書照会に対する回答書(株式会社ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター)平成28年10月14日分	電話番号を除く全て
・生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)(八千代銀行)28年10月11日分	電話番号を除く全て
・生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)(横浜銀行)28年11月7日分	機番、通番、取引、オペレーター名、顧客番号、案内区分、重要用紙種類コード、NB件数、内線番号、担当者名を除く全て
・預金調査の結果について(回答)((株)りそな銀行)28年10月25日分	全て
・生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)(三井住友銀行)平成28年10月20日	全て
・生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)(三菱東京UFJ銀行)28.10.11分	電話番号を除く全て
・生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)(みずほ銀行)28年11月21日分	<ul style="list-style-type: none"> ・「生活保護法第29条の規定に基づく調査について(回答)」の銀行名、役職名 ・「回答書」の銀行名、部署名、印影、電話番号、【回答】(該当番号に○印)欄の回答 ・「取引別残高一覧照会(口座別)」の口座番号、通貨、残高
・銀行本店一括調査について(伺い)平成28年9月20日分	全て

さんに対する扶養（援助） についてのお願い	全て
貸室賃貸借契約書(平成28年1 月27日)	賃貸人の氏名
収入状況確認票	全て
外来患者実態調査票	
(開示後) 平成28年8月9日	表題に続く年月日、医療機関名、主治医、病名、診療開始年月日、 担当者意見
(開示後) 平成27年1月28日	表題に続く年月日、医療機関名、主治医、病名、診療開始年月日、 担当者意見欄の8文字目から文末まで
平成27年11月13日	医療機関名、主治医、病名、診療開始年月日、担当者意見
(開示後) 平成29年1月27日	表題に続く年月日、医療機関名、主治医、病名、診療開始年月日、 担当者意見
(開示後) 平成30年3月28日	表題に続く年月日、医療機関名、主治医、病名、診療開始年月日、 担当者意見
ケース診断会議報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起案日及び決裁日の年月日 ・ 会議期日の年月日及び時間 ・ <世帯構成等>の世帯 ・ <主題>の全て ・ <結果>の表題から数えて2行目1文字目から3行目2文字目 まで ・ <特記事項>の全て